

JS 工事施工調整会議(三者会議) 運用方針

令和 6 年 9 月作成

1. 目的

工事の品質確保及び円滑な工事執行を推進するため、「発注者」である日本下水道事業団、工事受注者である「施工者」及び当該工事の設計を実施した建設コンサルタントの「設計者」の三者が一堂に会し、工事着手前及び施工中において発注図書のみでは読み取れない工事目的や設計思想、施工上の留意事項、関連機関との協議状況などの重要事項を伝達、情報共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う場として工事施工調整会議(以下、「三者会議」とする)を開催する。

2. 発注者指定方式

以下の大規模、高難易度等の工事を対象とし、設計センターは関係する総合事務所との協議の上、対象工事を選定する。

- (1) 大規模な仮設構造物を含む工事
- (2) 河川、鉄道及び高速道路等の重要構造物に近接した工事
- (3) 工場、家屋等の建築物に近接し、第三者損害を及ぼす恐れのある工事
- (4) 軟弱地盤対策や地下水対策が重要となる地盤改良等を含む工事
- (5) 大規模な再構築工事
- (6) 重要仮設設備(ポンプ場の機能や処理施設の重要な機能を担う仮設ポンプ設備、仮設配管、仮設電気設備等で、これらの仮設設備に事故等が発生した場合、汚水の流出及び処理機能の停止や低下を招く恐れのあるもの。)を含む工事
- (7) その他、(1)~(6)に関わらず、設計センターが必要と判断する工事

3. 施工者要請方式

施工者が書面にて三者会議の開催を主任監督員に要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合*を除き、主任監督員は設計センター担当設計課、当該総合事務所施工管理課と協議の上で三者会議を開催するものとする。

また、適用日より前に公告された既契約工事等について、施工者からの開催要請があった場合も同様に取扱う。

4. 三者会議の構成

- (1) 事務局

* 明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合とは

- 1) 施工者が三者会議の開催を要請した設計照査結果の確認事項の内容が、工事請負契約書第 18 条第 1 項第四号及び五号の条件変更等に該当しない場合であって、第 18 条第 1 項第一号から三号の確認事項に該当すると判断できる場合
- 2) 設計照査の結果の確認事項の内容が、発注者(監督職員又は設計センター設計担当者)との協議により解決されると判断される場合

三者会議の事務局は、原則として当該工事の担当事務所（又は総合事務所施工管理課）に設置するものとし、主任監督員は三者会議の開催、運営等に関する事務を行う。

(2) 出席者

- ① 発注者：主任監督職員等、担当設計課長等
- ② 施工者：現場代理人、監理(主任)技術者、設計担当技術者、担当技術者等
- ③ 設計者：管理技術者、担当技術者等（詳細設計を行った者）
- ④ その他：主任監督員が三者会議への出席を必要と認める者（プロジェクトマネージャー、委託団体職員等）

5. 三者会議の開催時期及び回数

開催時期については、施工者による設計照査及び現地調査を実施した以降とする。

ただし、工事規模・工事内容から設計図書を段階的に照査することが必要な場合、施工中において予期し得ない施工条件の変更等に伴い設計変更を行う際に適切な方針を得る必要がある場合は、この限りではない。

開催回数は1回を基本とするが、発注者が必要と判断した場合又は施工者が要請した場合は協議により複数回の開催をすることができる。

6. 三者会議の運営

(1) 運営方法

- ① 施工者は、工事契約後速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施するとともに、施工計画立案に際して確認を要する事項、特に工事請負契約書第18条（条件変更等）第1項第四号、五号の有無を整理して、三者会議の開催希望時期、照査結果及び確認事項等を主任監督員に提出するものとする。

施工者要請方式の場合、施工者は三者会議開催の要請を主任監督員へ書面にて提出する。

- ② 主任監督員は、施工者から報告を受けた三者会議の開催希望時期を基本として、出席者の日程を調整し、開催する。

施工者要請方式の場合、主任監督員は提出された照査結果及び確認事項を基に三者会議開催の必要性を判断する。

- ③ 主任監督員は、施工者から報告を受けた照査結果及び確認事項等の内容について確認し、担当設計課長に回答作成を依頼するなど三者会議を円滑に進めるための準備を行う。
- ④ 書類の作成は簡素化を図るため、既存資料等による会議開催に努め、過度な資料作成は要求しないものとし、会議はTVモニター、パソコン等を活用したペーパーレスに努める。なお会議の開催は施工者の現場事務所又は発注者の事務所でを行うものとし、設計者は原則としてWEB会議による参加とする。

(2) 会議内容（協議事項）

会議での協議事項等は以下によるものとする。

- ① 発注者による工事目的及び関連機関との協議内容に関する説明を行う。
- ② 設計者による設計思想及び施工上の留意点等の説明を行う。

③ 施工者による設計図書の照査結果を踏まえた確認事項の報告及び仮設計画等に関する課題や工事工程や施工方法及び新技術等に関する提案等を行う。

④ 発注者（必要により設計者）による施工者からの確認内容に対する回答を行う。また、施工者の提案内容に関して、設計の要求事項が満たされているか等について確認を行う。

(3) 確認書（議事録）の作成

協議内容については施工者が確認書（議事録）を作成する。

主任監督員は、三者会議により確認された事項について、速やかに確認書（議事録）を作成させ、その内容を三者で確認しサインをする。

(4) 三者会議の費用負担

三者会議の開催に係る費用は発注者が負担するものとする。

① 施工者に係る費用は、工事打合せであるため工事請負代金に含まれている。

② 設計者の会議出席に係る費用は、発注者が当該工事費に計上し、その費用は施工者が設計者へ支払うものとする。

7. 三者会議に出席する設計者の費用の積算

設計者の会議出席に係る費用は工事費（技術管理費）として、人件費、旅費交通費を計上する。

① 人件費：会議 1 回当たり主任技師 0.5 人と技師(A)0.5 人を計上する。

複数工種の合体工事では、主たる工種の設計書で参加必要職種の人件費（技師 A）を計上する。

② 旅費交通費：原則として WEB 会議のため、現地開催が明らかな場合を除き計上しない。

③ 施工者要請方式については三者会議実施後に設計変更にて設計者の費用を計上する。

8. 工事特記仕様書への記載

【第〇条 工事施工調整会議（三者会議）の開催】

発注者指定方式（現地開催 WEB 開催）

本工事は、原則として工事着手前に、当該工事の施工者、その設計を実施した建設コンサルタント及び発注者等が参加して、設計図書と現場の整合性の確認、設計意図の伝達等を行い、必要な設計変更の内容を確定するとともにその対応を協議する「工事施工調整会議」を開催する対象工事である。

受注者は、工事請負契約書第 18 条第 1 項に係る設計図書照査及び現場条件と設計図書に明示された施工条件の確認等を実施し、監督職員に照査結果の資料及び質問書を書面により提出し、「工事施工調整会議」の開催を要請する。監督職員は、「工事施工調整会議」の開催時期を調整し、関係者の出席を要請する。なお、開催回数は 1 回を基本とするが、発注者が必要と判断した場合又は受注者が要請した場合は、協議により複数回の開催をすることができる。

受注者は、設計者の「工事施工調整会議」の出席に係る費用を技術管理費として設計者へ支払うこと。

設計者：〇〇〇〇設計 株式会社

規格	単位	数量	備考
主任技師	人		
技師(A)	人		
交通費	式		※原則としてWEB会議によるため計上しない

また、「工事施工調整会議」の運用にあたっては、「JS 工事施工調整会議運用方針（三者会議）」（<https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/youshiki/pdf/Z19.pdf>）によるものとする。

□施工者要請方式

本工事は、受注者から「工事施工調整会議」の開催要請があった場合、当該工事の施工者、その設計を実施した建設コンサルタント及び発注者等が参加して、設計図書と現場の整合性の確認、設計意図の伝達等を行い、必要な設計変更の内容を確定するとともにその対応を協議する「工事施工調整会議」を開催するものとする。ただし、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除く。

受注者は、「工事施工調整会議」を要請する場合、工事請負契約書第18条第1項に係る設計図書照査及び現場条件と設計図書に明示された施工条件の確認等を実施し、監督職員に照査結果の資料及び質問書を書面により提出し、「工事施工調整会議」の開催を要請（協議）する。監督職員は、「工事施工調整会議」の開催時期を調整し、関係者の出席を要請する。なお、開催回数は1回を基本とするが、発注者が必要と判断した場合又は受注者が要請した場合は、協議により複数回の開催をすることができる。

受注者は、設計者の「工事施工調整会議」の出席に係る費用を技術管理費として設計者へ支払うこと。

また、「工事施工調整会議」の運用にあたっては、「JS 工事施工調整会議運用方針（三者会議）」（<https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/youshiki/pdf/Z19.pdf>）によるものとする。